毎週火・金曜日発行

山口県訓令第三号

Щ

報

○訓令

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課)

の次に次のように加える。

長」に、「総務課長、教育庁にあつては主務課長」を「、総務課長」に改める。

第十条第一項の表知事部局及び会計管理局以外の部局の項中「副教育長」を「主務課

第二条第十一号中「予算規則」を「山口県予算規則(昭和三十九年山口県規則第五十

事務局長、監查委員事務局長、労働委員会事務局長、人事委員会事務局長、副教育

組織規則第十二条第一項に規定する部長及び局長、会計管理局長、

議会

別表第二中40の項を41の項とし、13の項から39の項までを一項ずつ繰り下げ、12の項

五号。以下「予算規則」という。)」に改める。

長並びに警察本部長をいう。

4月1日 (月曜日)

第二条第八号を次のように改める。

八 部局長

山口県事務決裁規程

(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正す

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

平成 31年

目

次

方
中
一
世
要

各
出
先
機
関

各
教
育
市
市

日
日
事
事
市
市

日
日
事
事
要
要
要
要
要
要
要
要
要
要
股
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
 務 本 育 品 関 庁 局 関 般

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める 平成三十一年四月一日

山口県労働委員会事務局

山口県知事 村 岡 嗣

政

別表第三の4の表県民生活課の部2の項の頃を次のように改める。

) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。

0

 \Box

批

項まで、20の項、21の項及び23の項から40の項」に改め、 別表第二の備考5中 3 を「22の頃及び41の頃」に改める。 6 3 2 5 「16の項まで、19の項、20の項及び22の項から39の項」や「17の) 土地使用権等の取得についての裁定の申請 //条第/項)) 土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の 申請(法第/9条第/項) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の規定に基づ 土地等の収用等に関すること。 意見の照会(法第/0条第3項第3号、 収用又は使用についての裁定の申請 項、第37条第/項) 損失の補償の裁決の申請 事業の準備のための立入り等 (法第9条第3項) (法第6条) 同備考6中 (法第27条第 第4号) (法第 「21の項及び40の \bigcirc 0 0 0 \bigcirc \bigcirc

0

工事関係 事務所

0

工事関係 事務所

別表第三の2の表中 . を 誤 に改 め、 同表山口ゆめ花博推進室の部を削り、

0 別表第三の3の表1の項中(2を削り、 「項の(1)から(6)までを次のように改める。 (3)を(2)とし、 別表第三の4の表県民生活課の部2

山

1	設立の認証(法第/0条第 / 項)	0		
(2)	定款の変更の認証 (法第25条第3項)	0		
ω ω)事業の成功の不能による解散の認定(法第3/ 条第2項)	0		
(4)	残余財産の譲渡の認証(法第32条第 2 項)	0		
(5)	合併の認証 (法第34条第3項)	0		
(6)	報告及び検査 (法第4/条第 / 項)	0		

項とし、4の項から11の項までを一項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。 の措置に関する計画」を「地方公共団体実行計画」に改め、同項の②中「第23条第1 頃」を「第38条第5項」に改め、 7 ※ 5 点」を「第7 ※ 第10 点」に改め、同項を同部44の項とし、同部中12の項を13の 項ずつ繰り下げ、同部13の項の②中「描示措置」を「汚染の除去等の措置」に、「第 別表第三の4の表環境政策課の部3の項の①中「謳殿効果ガスの禁圧の営制等のため を「第37条第1項」に改め、同項の③中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改 同項の⑷中「第24条第3項」を「第38条第4項」に改め、 同部中18の項を19の項とし、 同項の(5)中「第24条第4 14の項から17の項までを

 Ξ

別表第三の5の表薬務課の部2の項中回を図とし、

(13)

の前に次のように加える。

 \bigcirc

保健所

| (12) 町

高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許 · (法第3条の2第2項)

(14)

再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可 (法第40条の6第2項)

 \bigcirc

保健所

(号 *𝑉*├—16) Ļ 課の部2の項の②を次のように改める。 別表第三の5の表薬務課の部2の項の(19) 別表第三の5の表厚政課の部9の項の(1) 2 4 (2) 薬局の管理者の兼 務の許可(法第7条 第3項) 4 気候変動適応法 (平成30年法律第50 号。以下の項において「法」といて「法」という。)の施行に関する事務 (11)から(8)までを(5)から(2)までとし、 1 (2) 別に定める業務に係るも の 別に定める業務以外の業 務に係るもの) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関する と。 地域気候変動適応計画の策定 (5)の前に次のように加える。 中 中 「第29条」を 「(18)」を 「(22)」に改め、 (法第/2条 「第30条」 \bigcirc \bigcirc 保健所 (1 に改め、 \bigcirc 同

項中(19)を(23)と 同表薬務

別表第三の5の表障害者支援課の部に次のように加える。

 $\overline{\bigcirc}$

(9) 医薬品営業所管理者の兼務の許可 第3項) (法第35条 \bigcirc 保健所

山

加える。

別表第三の5の表薬務課の部2の項中(9を11)とし、

(8)を(10)とし、

(10)の前に次のように

別表第三の5の表薬務課の部2の項中(7を8とし、 (6) の次に次のように加える。

店舗管理者の兼務の許可 (法第28条第3項) \bigcirc

保健所

項

3

中(2)を(3)とし、 別表第三の5の表障害者支援課の部3の項の(2)中「(1)」 (1)を(2)とし、 2の前に次のように加える。 を 「(1)及び(2)」に改め、 同

身体障害者手帳の交付(法第/5条第4項) \bigcirc 山体更所口障生 県害相 身者談

山

2

) 全国知事会次世代育成支援対策プロジェク チームからの要請に基づく報告等

7

 \bigcirc

項ずつ繰り下げ、 別表第三の5の表こども政策課の部中8の項を9の項とし、 療育手帳に関する 「務 3の項の次に次のように加える。) 全国知事会次世代育成支援対策プロジェクト チームが行う提言の決定 4 の項から7の項までを 0

Ξ

療育手帳の交付

 \bigcirc

知者談

進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同頃の②中 「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、 別表第三の6の表労働政策課の部8の項中「雇用対海浜」を「労働潜海の渉ゆ労な帯 同項中2を3とし、1を2とし、 2の前に次のように加

 $\widehat{\Box}$ 基本方針についての意見の申出 項) (法第/0条第 \bigcirc

次のように加える。 別表第三の6の表労働政策課の部20の項を削り、 別表第三の8の表農村整備課の部に

9 農業用ため池の管理及び保金に関する一法権(平成3/年法権(平成3/年法権第/7号。以下この頃第/7号。以下この頃において「法」という。)の施行に関する事務 2 3) 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすお れのある行為等についての協議(法第§条第 項) 関 (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。 報告徴収及び立入調査 項) 代執行 特定農業用ため池の指定 (法第//条第/項) (法第/8条第/項、 (法第7条第 (項) 徭 WW \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 農事山関務 林務口農所 光所県本 上県本 農事山関務林務口農所水子所具本 大計工業 進一下事

る。

(9)を(6)とし、

(10) を (7)

同部中5の項を6

とし、同項の(1)中「(10)」を「(7)」に改め、

同項の11を同項の(8)とし、

1の項の次に次のように加え

別表第三の8の表森林企画課の部1の項中(6から)8までを削り、

?項とし、2の項から4の項までを一項ずつ繰り下げ、

条第2項第1号、第2号)」に改める。

□」に改め、同表港湾課の部1の項の(7中 第4項」を「第4項、第6項」に改め、

同表建築指導課の部1の項の⑵中「翆三

別表第三の9の表道路整備課の部1の項の低中

別 6 2 森林経営管理法(平成30年法律第35号。以下で項において「法」をいって、「法」という。)の施行に関する事務 (11) を(12) とし、 表第三の9の表監理課の部1の項の似中 報告及び検査(法第3/条第/項) (10) を(11) とし、 2 (3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。)確知所有者不同意森林の経営管理権の市町へ の集積についての裁定(法第/9条第/項)) 所有者不明森林の経営管理権の市町への集積 についての裁定 (法第27条第/項) (9)の次に次のように加える。 「(11)」を「(12)」 0 に改め、 \bigcirc

 \bigcirc

同項中(12)を(13)と

	る	
10	る。 。	別表
所有者不明土地の		別表第三の9の表監理課の部中10の項を11の項とし、
Ξ		課
意見の聴取		の部中10の頃
(法第		坦を い
、(法第//条第2項、第		Ⅱの項とし、
第3項)		9の項の次に次のように加え
		次の
0		į
		りに
		加え

利用の円滑化等に関する特別措置法(以する特別措置法(以下この項において下この項において「法」という。)の施行に関する事務 2 6) 3) (1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に 関すること。) 収用又は使用についての裁定申請の却下 第29条第/項、第2項)) 土地使用権等の取得についての裁定申請の却下 (法第/2条第/項、第2項) 土地等使用権の存続期間の延長についての裁 ((法第/9条第3項) 原状回復命令等(法第25条第/項、 土地使用権等の取得についての裁定 (第/項) 裁定手続の開始の決定 裁定の取消し (法第23条第/項) (法第30条第/項) 第2項) (法第/3 (注 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

Щ

「措置命令」を「措置命令等」に、 附 則

同項の3中「第50条第5項」を「第50条第7

「第4条第7項」を「第4条第10項」に改

(法第43条第1項)

を「許可等(法第43

この訓令は、 平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行平成三十一年四月一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所